

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実は重要な経営課題の一つであると認識しており、株主や投資家をはじめ取引先、従業員等さまざまなステークホルダーの期待に添うべく、経営の健全性と透明性をより向上させるためにコンプライアンスを重視した経営を実践することが、継続的に企業価値を高めていく上で必要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サクサ株式会社	550,000	27.84
日商エレクトロニクス株式会社	379,600	19.22
中谷宅雄	136,200	6.89
大西新二	62,300	3.15
株式会社SBI証券	60,500	3.06
渡辺俊一	42,000	2.12
ネクストジェン従業員持株会	40,300	2.04
カブドットコム証券株式会社	22,900	1.15
小松原 利章	18,300	0.92
DEUTSCHE BANK AG LONDON	14,100	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社のその他の関係会社としては、主要株主であるサクサ株式会社及び同社の親会社であるサクサホールディングス株式会社の2社であります。

サクサ株式会社は、当社議決権の27.84%を保有する筆頭株主であります。当社との間には、製品販売取引及び当社からの開発・検証関係の業務委託取引がありますが、取引条件及び取引条件の決定方針等に関しては、一般取引条件と同等に決定しております。

なお、同社の従業員が当社の社外取締役を兼務しておりますが、当社の経営上の重要事項については、同社の意向によらず、当社の経営会議で審議・検討を経て、取締役会にて決議する体制を構築しており、当社自らが意思決定を行っております。

また当社の監査役会は、過半数を独立社外監査役で構成されているため、客観的立場から重要な取引を含む経営上の重要事項の監査・監督が可能であり、監査の独立性及び適正性が確保できる体制を構築しております。

サクサホールディングス株式会社は、当社のその他の関係会社かつ主要株主であるサクサ株式会社の親会社であり、間接的に当社の議決権を27.84%保有しております。なお、当社とサクサホールディングス株式会社との間に取引関係はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
牧野昌彦	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牧野昌彦		サクサ株式会社の執行役員SI事業部長を兼任しております。 なお、サクサ株式会社は、当社のその他の関係会社かつ当社株式を28.01%を保有する主要株主であり、当社との間に製品販売及び開発業務委託等の取引関係があります。平成27年3月期(平成26年1月1日から平成27年3月31日まで)における同社への売上金額は792,785千円であります。	通信事業分野における豊富な経験と知見があり、また当社の事業内容を深く理解されていることから、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として招へいしております。 なお、牧野昌彦氏の兼任先であるサクサ株式会社は、当社のその他の関係会社であることから、同氏を独立役員として指定しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、毎月行われる代表取締役社長、内部監査室の責任者との会合で、法令及び社内諸規則の遵守の状況並びに不正な行為の有無等に対して意見を述べ、相互に検討を行うことで監査・監督機能の強化に努めております。また同様に、監査役は、会計監査人及び内部監査室との連携を確保するために、定期的に三者による報告会を開催しており、監査業務の充実に努めております。

その一方で、社外取締役及び社外監査役から取締役会において提示された、内部監査及び内部統制上の意見・提言は、適宜、内部監査・内部統制部門の責任者へ報告され、より質の高いコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三村 撰	公認会計士													
田中 達也	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三村 撰	○	――	公認会計士としての専門知識・経験等を有しているとともに、他社において取締役および顧問の経験を有していることから、当社の経営に対して的確な監査を行っていただけると判断したためです。 三村撰氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性はないと考えております。
田中 達也	○	――	弁護士としての法的な専門知識・経験等を有しているとともに、他社において取締役、および監査役の経験を有していることから、当社の経営に対して的確な監査を行っていただけると判断したためです。 田中達也氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性はないと考えております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反が生じる恐れがないこと、経歴や当社との関係を踏まえて当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを基本的な考え方としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

更新

(ストック・オプション制度)
当社の役員に対し、業績拡大に対する意欲及び士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的に、ストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

更新

当社の役員及び従業員に対し、業績拡大に対する意欲及び士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的に、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬の額に関する決定方針は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議いただいております。その限度額の範囲内において、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会上程議案の重要事項について、事前に説明を行っております。
また、社外監査役の要望に応じて、必要な場合には、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行うよう定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

社外取締役を含む取締役会の構成により取締役相互の経営監視、社外監査役2名を含む監査役の取締役会への原則参加や、社長直属の内部監査室を設けることでコーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化に努めるとともに、企業倫理向上及び法令遵守等のコンプライアンスの徹底を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

(取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む計3名で構成しております。取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づく事項について審議及び決議するとともに、経営全般に関する意思決定機関と位置づけしており、原則として毎月1回、定例の取締役会を開催しております。加えて必要に応じて臨時取締役会を開催することで、会社の迅速な意思決定を行うとともに、業務の執行状況を監督しております。
また監査役全員が取締役会に出席しており、経営の監査・監督に努めております。

(監査役会)

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名で監査業務を運営しております。監査役のうち2名が社外監査役であり、客観的立場から取締役の職務執行を監査・監督すると同時に、経営全般に係る提言を行っております。監査役会は原則として毎月1回の

定例会のほか必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。

なお、社外監査役2名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

また当社は平成27年6月23日開催の第14回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任しております。

（執行役員制度）

当社は意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会決議によって選任され、それぞれ一定分野の業務執行責任を負う体制となっております。執行役員の人数は6名（うち、取締役との兼務2名）となっております。

（会計監査人）

当社は会計監査人として東陽監査法人と監査契約を結び、会計に関する監査を公正かつ独立な立場から受けております。

（会社の機関を補完するためのその他の体制）

取締役会を補完する目的で、経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員で構成され、原則として毎週1回、業務執行における重要事項について討議及び検討を行っております。

（取締役候補者の指名及び報酬の決定）

取締役候補者の指名については、代表取締役の推薦をもとに取締役会で協議を行い、適切な人材であると判断したうえで、取締役会において取締役候補者の選任を決議しております。

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

（責任限定契約の内容の概要）

当社は社外取締役1名及び監査役3名との間で、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条第2項及び定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速かつ実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要であると考えております。当社の事業内容及び規模等を鑑み、取締役会は少数の取締役により構成し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしております。

また、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名を選任しております。また、社外監査役2名体制により外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が確保されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、6月下旬に開催し、集中日を回避いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後、機関投資家向け決算説明会を実施いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算情報、決算説明資料、その他株主総会関連資料等を随時掲載し、閲覧できるようにしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時適切な会社情報の開示体制を構築し、ステークホルダーの方々に迅速、正確かつ公平な開示を行う方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範/役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。
 - ・取締役の職務執行については、毎月一回以上開催される取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
 - ・監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
 - ・社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置し、全社のコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
 - ・当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進室に直接報告ができる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進室で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査役会に報告されるとともに、コンプライアンス推進室が必要に応じ全社に周知することとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存・管理することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
組織長より各組織の事業活動状況を月次で報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに経営会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等の当事業に係るリスクについての管理体制を構築する。また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長又は管理担当取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎月一回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
また、迅速な経営意思決定プロセスと適切な業務執行を図るため、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、原則毎週一回業務執行における重要事項について審議及び検討を行い、取締役会を補完する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役と監査役の間で協議の上、決定することとする。
6. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査役が要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査役会の同意をもって決定することとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、取締役会をはじめ社内的重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。
取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、必要に応じた対応策等について、取締役会にて報告・協議することとする。
監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 監査役は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
9. その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。
監査役が監査に必要と判断した社内の重要文書及びその他の資料、情報入手、閲覧することが出来る体制を構築する。
監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針とする。
所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図ると共に、「行動規範/役職員行動規範マニュアル」に明文化して社内での周知徹底を行う。
また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針とする。
所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図ると共に、「行動規範/役職員行動規範マニュアル」に明文化して社内での周知徹底を行う。
また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

当社では、株主及び投資家ならびに当社に関係するあらゆるステークホルダーに対して適時に正確かつ公平な情報の開示を行う方針であります。

- (1) 当社は、決定事実、発生事実、決算に関する重要な会社情報について公平かつ適時・適切に開示いたします。
- (2) 当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める開示規則ならびにその他の法令を遵守いたします。
- (3) 当社は、情報開示においてインターネットを活用して当社への理解度を深めていただくとともに開示情報の透明性、公平性を高めることに努めます。

2. 情報開示の手続きについて

当社では、内部監査規程、インサイダー取引防止規程、情報セキュリティ規程等の規程により情報収集から情報管理まで迅速な対応が取れる体制を整えております。

(1) 決定事実に関する情報

情報取扱責任者が開示基準及び関係法令等により適時開示が必要と判断する決定に関する重要な事実が発生した場合には、原則として取締役会で決議した後、情報開示担当部門である管理部門より開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

発生を把握している役職員から報告を受け、情報取扱責任者が開示基準及び関係法令等により適時開示が必要と判断する発生に関する重要な事実が発生した場合には、原則として取締役会で決議した後、情報開示担当部門である管理部門より開示を行います。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、管理部門が決算及び業績予想の修正等について取締役会での承認、報告の後速やかに開示手続きをとります。

